

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6 年 9 月 2 9 日作成)

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令 の 定 め	<p>○第 91 条の 2 第 1 項</p> <p>都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第 87 条の 3 第 1 項、第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第 3 項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p><関連条項></p> <ul style="list-style-type: none">・土地改良法第 91 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 8 項・土地改良法施行令第 54 条の 3 第 1 項
処 分 基 準	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）